		店用簡易装備		三
		可動間仕切り	簡易なもの	三
			その他のもの	一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	一八
			その他のもの	一〇
環境保全施設整備費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
		木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
		木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
		簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	六
			その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備		一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八
	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）		五
		治具及び取付工具		三
	器具及び備品	前掲のもの以外のもの	焼却炉	五
			その他のもの　主として金属製のもの	一〇
			その他のもの	五
	機械及び装置	宿泊業用設備		一〇
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他の設備　主として金属製のもの	一七
			その他のもの	八

原子力災害対策事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備		一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
		昇降機設備	エレベーター	一七
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備		一二
		可動間仕切り	簡易なもの	三
	車両及び運搬具	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット　主として金属製のもの	一五
			応接セット　その他のもの	八
			ベッド	八
			ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
			冷房用又は暖房用機器	六
			電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
			氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
			カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
		事務機器及び通信機器	電子計算機　パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
			複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
			電話設備その他の通信機器　デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六